

北斗市	部	総務部	課	企画課				
投げ込み日	令和	元	年	5	月	23	日	
情報解禁日	令和		年		月		日	<input checked="" type="checkbox"/> 指定無

平成30年分ふるさと納税申告特例通知書の送付漏れについて

平成30年中に他市町村にお住まいの方から北斗市へふるさと納税をしていただいた場合で、確定申告せずに寄附金控除を受けられる制度(以下、「ワンストップ特例」という。)を適用するためには、当市から寄附者の方がお住まいの市町村へ電子的に通知を行うこととなりますが、この度、システム操作の誤りと確認体制の不備によりデータが送信されておらず、ワンストップ特例が適用されていない事案が発生しましたので発表します。

詳細は別紙のとおりとなります。  
 このような事案が生じたことを深くお詫びいたしますとともに、今後、再発防止に努めてまいります。

担当課	総務部企画課			
連絡先	課長	楠川 修		
	0138-73-3111	内線	231	

【報道資料趣旨】

- 参加者等募集告知依頼
- イベント等の事前周知依頼
- イベント・会議等の取材依頼
- その他事業の取材依頼



(別紙)

## 平成 30 年分ふるさと納税申告特例通知書の送付漏れについて

平成 30 年中に他市町村にお住まいの方から北斗市へふるさと納税をしていただいた場合で、確定申告せずに寄附金控除を受けられる制度（以下、「ワンストップ特例」という。）を適用するためには、当市から寄附者の方がお住まいの市町村へ電子的に通知を行うこととなりますが、この度、システム操作の誤りと確認体制の不備によりデータが送信されておらず、ワンストップ特例が適用されていない事案が発生しました。

### 経過及び対応状況について

#### 1 ふるさと納税申告特例制度（ワンストップ特例）について

確定申告の必要がない給与所得者等で、ふるさと納税先が 5 自治体（都道府県・市町村）までの場合には、寄附をした翌年の 1 月 10 日までに寄附自治体へ申請することで、確定申告を行わずに税額控除を受けることができる制度です。

申請を受けた自治体は、寄附者の方の情報を寄附者在住の市町村へ 1 月 31 日までに通知することにより、住民税からの税額控除が適用されることとなります。

なお、総務省からの通達により、平成 30 年分のふるさと納税から、寄附者在住市町村への送達方法は、可能な限り税務課所有の eLTAX(エルタックス)システム（地方税における手続きを電子的に行うシステム）を利用し送付することとされています。

#### 2 事案の内容と経過

(1) 発覚日 令和元年 5 月 17 日（金）

(2) 対象者 477 名（対象市町村数 266、寄附額 7,871,000 円）

(3) 発生経過

1 月下旬、寄附者の方がお住まいの各市町村にワンストップ特例データを送付するため、税務課の eLTAX システムによりデータ送信処理を終え、操作が完了したものと判断しておりましたが、5 月 17 日（金）に当市に寄附をした方から、当市分のふるさと納税が住民税に反映されていない旨の連絡がありました。このため、連絡があった寄附者の市町村のほか、他市町村にも送信状況を確認したところ、データは送信されておらず、システム操作の手順誤りにより全データが未送信となっており、税額控除されていないことが判明しました。

### 3 対応状況

5月20日に寄附者の方がお住まいの市町村に対し、住民税の税額更正による対応を依頼する文書を送付し、翌21日に電話により確認をさせていただいております。

今後、各市町村の税額更正の対応状況に応じ、次のように対応いたします。

#### (1) 住民税の税額更正による対応が可能となった対象者

お住まいの市町村において住民税の更正処理により税額控除となる旨を文書によりご説明いたします。

#### (2) 住民税の税額更正による対応ができなかった対象者

確定申告による税額控除をしていただくよう、お願いの文書を送付し、その後、電話連絡により確定申告による手続き方法の説明と、対応が可能かどうかについて確認いたします。